

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

新	旧	備考																								
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 26 日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>																									
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下〔1〕において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延滞部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 ① (略) ② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d (i) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等(8(3)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)</td> <td>0.000 684</td> <td>0.0 00</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等(8(3)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)	0.000 684	0.0 00	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格			<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下〔1〕において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延滞部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 ① (略) ② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d (i) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)</td> <td>0.000 684</td> <td>0.0 00</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)	0.000 684	0.0 00	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格			
	a	b	調整係数																							
政府開発援助契約等(8(3)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)	0.000 684	0.0 00	0.2																							
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格																									
	a	b	調整係数																							
政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)	0.000 684	0.0 00	0.2																							
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払又は I L 又は S A 格	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格																									

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

<table border="1" data-bbox="242 133 968 287"> <tr> <td rowspan="2">Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付</td> <td>E A格</td> <td>0.001 213</td> <td>0.0 22</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M格又は E F格</td> <td>0.003 282</td> <td>0.0 64</td> <td>0.45</td> </tr> </table> <p>(ii)～(iv) (略)</p>	Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	E A格	0.001 213	0.0 22	0.3	E M格又は E F格	0.003 282	0.0 64	0.45	<table border="1" data-bbox="1163 133 1866 287"> <tr> <td rowspan="2">Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付</td> <td>E A格</td> <td>0.001 213</td> <td>0.0 22</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M格又は E F格</td> <td>0.003 282</td> <td>0.0 64</td> <td>0.45</td> </tr> </table> <p>(ii)～(iv) (略)</p>	Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	E A格	0.001 213	0.0 22	0.3	E M格又は E F格	0.003 282	0.0 64	0.45
Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付		E A格	0.001 213	0.0 22	0.3														
	E M格又は E F格	0.003 282	0.0 64	0.45															
Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	E A格	0.001 213	0.0 22	0.3															
	E M格又は E F格	0.003 282	0.0 64	0.45															
<p>8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーB）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国（保証国がある場合）の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>(3) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスマネー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p>	<p>8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーB）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国（保証国がある場合）の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。<u>ただし、本邦の輸出者等が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であって、当該輸出契約等に係る保険契約において当該外国法人の所在国につき生じた非常事由をてん補事由とするときは、当該子会社が所在する国と当該外国法人が所在する国（保証国がある場合にあっては保証国）のうちいずれか係数の大きい国（保証国がある場合にあっては保証国）の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(3) <u>上記(2)の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第4条第11号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国（保証国がある場合にあっては保証国）のうちいずれか係数の大きい国（保証国がある場合にあっては保証国）の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(4) <u>上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスマネー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</u></p>																		

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

<p>イ 次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。</p> <p>ロ 次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。</p> <p>ハ 次の⑭及び⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p>① 國際協力銀行に係る貸付契約 ② 國際復興開発銀行（I B R D）借款 ③ 國際金融公社（I F C）借款 ④ 國際開発協会（I D A）借款 ⑤ アジア開発銀行（A D B）借款 ⑥ 米州開発銀行（I D B）借款 ⑦ 欧州開発基金（E D F）借款 ⑧ 欧州復興開発銀行（E B R D）借款 ⑨ 欧州投資銀行（E I B）借款 ⑩ 國際農業開発基金（I F A D）借款 ⑪ アフリカ開発銀行（A f D B）借款 ⑫ アフリカ開発基金（A f D F）借款 ⑬ カリブ開発銀行（C D B）借款 ⑭ アンデス開発公社（C A F）借款 ⑮ 中米経済統合銀行（C A B E I）借款</p> <p>(4) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(5) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(6) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記7(3)に規定する「上記1から4まで並びに7(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>① 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の</p>	<p>イ 次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。</p> <p>ロ 次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。</p> <p>ハ 次の⑭及び⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p>① 國際協力銀行に係る貸付契約 ② 國際復興開発銀行（I B R D）借款 ③ 國際金融公社（I F C）借款 ④ 國際開発協会（I D A）借款 ⑤ アジア開発銀行（A D B）借款 ⑥ 米州開発銀行（I D B）借款 ⑦ 欧州開発基金（E D F）借款 ⑧ 欧州復興開発銀行（E B R D）借款 ⑨ 欧州投資銀行（E I B）借款 ⑩ 國際農業開発基金（I F A D）借款 ⑪ アフリカ開発銀行（A f D B）借款 ⑫ アフリカ開発基金（A f D F）借款 ⑬ カリブ開発銀行（C D B）借款 ⑭ アンデス開発公社（C A F）借款 ⑮ 中米経済統合銀行（C A B E I）借款</p> <p>(5) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(6) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(7) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記7(3)に規定する「上記1から4まで並びに7(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>① 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の</p>
---	---

<p>保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>② 船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>(7) プラント等増加費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p>	<p>保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>② 船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>(8) プラント等増加費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p>	
<p>[4] 中小企業・農林水産業輸出代金保険約款に係る保険料率</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00005）に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。</p> $\text{保険料率}(\%) = \{ (a + c) \times X + b + d \} \times e$ <p>(4) 上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記〔1〕8 (3) の規定を準用する。</p>	<p>[4] 中小企業・農林水産業輸出代金保険約款に係る保険料率</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00005）に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。</p> $\text{保険料率}(\%) = \{ (a + c) \times X + b + d \} \times e$ <p>(4) 上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記〔1〕8 (4) の規定を準用する。</p>	
<p>[5] 簡易通知型包括保険約款（以下〔5〕において約款という。）に係る保険料率</p> <p>4 上記 2 に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>上記 2 (1)①の（注）の規定にかかるわらず、政府開発援助契約等（〔1〕8 (3) に掲げる借款等をいう。）により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済が L C スイッチ方式により行われるもの、トランシスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支那人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、〔1〕8 (3) のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。</p>	<p>[5] 簡易通知型包括保険約款（以下〔5〕において約款という。）に係る保険料率</p> <p>4 上記 2 に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>上記 2 (1)①の（注）の規定にかかるわらず、政府開発援助契約等（〔1〕8 (4) に掲げる借款等をいう。）により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済が L C スイッチ方式により行われるもの、トランシスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支那人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、〔1〕8 (4) のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</p>		